

令和二年秋田県議会第二回定例会会議録

第九号

議事日程第九号

令和二年十二月二日（水曜日）

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十三名

一 番	小 野 一 彦	二 番	松 田 豊 臣
三 番	鳥 井 修 達	四 番	宇 佐 見 康 人
五 番	住 谷 達 郎	六 番	児 玉 政 明
七 番	小 山 緑 郎	八 番	鈴 木 真 実
九 番	薄 井 司	十 番	加 賀 屋 千 鶴 子
十一 番	吉 方 清 彦	十二 番	佐 々 木 雄 太
十三 番	杉 本 俊 比 古	十四 番	鈴 木 健 太
十五 番	佐 藤 信 喜	十六 番	今 川 雄 策
十七 番	鈴 木 雄 大	十八 番	加 藤 麻 里
十九 番	佐 藤 正 一 郎	二十 番	三 浦 茂 人
二十一 番	小 原 正 晃	二十二 番	沼 谷 純
二十三 番	高 橋 武 浩	二十四 番	佐 藤 雄 孝
二十五 番	北 林 丈 正	二十六 番	竹 下 博 英
二十七 番	石 川 ひとみ	二十八 番	東 海 林 洋

一 番	出 席 議 員	二 番	松 田 豊 臣
三 番	鳥 井 修 達	四 番	宇 佐 見 康 人
五 番	住 谷 達 郎	六 番	児 玉 政 明
七 番	小 山 緑 郎	八 番	鈴 木 真 実
九 番	薄 井 司	十 番	加 賀 屋 千 鶴 子
十一 番	吉 方 清 彦	十二 番	佐 々 木 雄 太
十三 番	杉 本 俊 比 古	十四 番	鈴 木 健 太
十五 番	佐 藤 信 喜	十六 番	今 川 雄 策
十七 番	鈴 木 雄 大	十八 番	加 藤 麻 里
十九 番	佐 藤 正 一 郎	二十 番	三 浦 茂 人
二十一 番	小 原 正 晃	二十二 番	沼 谷 純
二十三 番	高 橋 武 浩	二十四 番	佐 藤 雄 孝
二十五 番	北 林 丈 正	二十六 番	竹 下 博 英
二十七 番	石 川 ひとみ	二十八 番	東 海 林 洋
二十九 番	渡 部 英 治	三十 番	近 藤 健 一 郎
三十一 番	工 藤 嘉 範	三十二 番	佐 藤 賢 一 郎
三十三 番	加 藤 欽 一	三十四 番	石 田 寛
三十五 番	小 松 隆 明	三十六 番	石 田 寛
三十七 番	三 浦 英 一	三十八 番	土 谷 勝 悦
三十九 番	柴 田 正 敏	四十 番	川 口 一
四十一 番	鶴 田 有 司	四十二 番	鈴 木 洋 一
四十三 番	北 林 康 司		

三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	柴田正敏	四十番	川口一
四十一番	鶴田有司	四十二番	鈴木洋一
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	川原誠
総務部長	神部秀行
総務部危機管理監(兼)広報監	渡辺雅人
企画振興部長	出口廣晴
あきた未来創造部長	高橋修
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	鎌田雅人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	猿田和三
建設部長	小林賢太郎
会計管理者(兼)出納局長	柳田高人

総務部次長	松本欣也
財政課長	神谷美来
教育委員会教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠

●議長（加藤鉦一議員） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 報告 （朗読省略）

一、十二月一日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、同日、各議員に配付した。

例月出納検査報告書

登載省略

●議長（加藤鉦一議員） 日程第一、一般質問を行います。

三十番原幸子議員、三十八番土谷勝悦議員、十七番鈴木雄大議員、八番鈴木真実議員、十一番吉方清彦議員、七番小山緑郎議員、五番住谷達議員、十八番加藤麻里議員、二十一番小原正晃議員、四番宇佐見康人議員、二番松田豊臣議員、以上の十一人から一般質問主意書が提出されております。

本日は、三十番原幸子議員、三十八番土谷勝悦議員、十七番鈴木雄大議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。まず、三十番原議員の発言を許します。

【三十番（原幸子議員）登壇】（拍手）

●三十番（原幸子議員） おはようございます。

サッカーのブラウブリッツ秋田が三年ぶり二度目の優勝を果たしたことに心からお祝い申し上げます。コロナ禍でいろいろなスポーツが中止になったりする中、吉田監督は、クラブ、選手、秋田県一体でよじ登りたいとの目標を掲げ、J2昇格を決めました。目標に向かって頑張っている姿は、県民に喜びを与えてくれました。本当にありがとうございます。

では、一般質問に入ります。

はじめに、知事の政治姿勢について伺います。

佐竹知事は、今議会の初日に、来年四月に行われる知事選への出馬を表明され、「これから数年は時代の大変革期として本県の将来を大きく左右する年になる」と述べられました。私も同様に考えております。知事は、今後、マニフェストを練り上げ、県民に御自分の思いを伝えていくことと思います。

知事は、御自身の年齢や健康に関し、幾分消極的な発言もされておりましたが、「ふるさと秋田を少しでも前に進め、元気にする」という強い思いをお持ちなのであれば、こうした懸念は全くの杞憂であると、私は考えます。県政に対して、佐竹知事が実現したい夢や希望があるのであれば、年齢は問題とはなりません。年齢を重ねても様々な分野で活躍されている「中高齢者」は、たくさんおります。また、脳疾患の後遺症による滑舌などへの否定的な声があるとのことでしたが、障害を持つておられる人を差別する発言です。病気を経験し、リハビリに必死に取り組む、社会復帰を目指して頑張っておられる方や、がんにかかっても働きながら治療を続けるなど、社会には様々な事情を抱えておられる方がいます。知事は、病気を経験したことにより、健康寿命の大切さについて、人一倍理解しておられるのではないのでしょうか。是非そうした経験を県政の発展に生かしていただきたいと思います。

さて、このコロナ禍で先の見通しが立たない中にあつては、今後も厳しい県政運営が続くものと思われます。国の財政制度等審議会は、新型コロナウイルス感染症が、いまだ収束に至らず、再び新規感染者数が増加している現状において、世界は新型コロナの感染拡大防止と経済回復の二兎を追うことが求められており、加えて財政健全化という三兎をも追い、そのいずれも実現しなければなりませんとしています。まさに、本県も同じ状況ではないでしょうか。

また、こうした中、緊急事態宣言の発出により経済活動が急激に落ち込む中でも、事業を守り、経済活動を再開できるよう打ち出された雇用調整助成金の特例措置や、持続化給付金については、経済活動が徐々に再開される中で、政府の非常時の支援が常態化されれば、産業構造の改革や今後の成長の足かせとなりかねないとの理由で、特例措置の廃止や給付金の終了も議論されております。

知事は、これまで中小企業振興条例の制定を実現させ、県政の一丁目一番地政策として、多様な産業経済政策、雇用政策を実施してきましたが、今後は、こうしたコロナ禍における国の施策がいずれ終了することも見越し、これまで以上に、外部環境の変化に強く、雇用を支え続ける企業の誘致や育成が必要になってくるのではないのでしょうか。

また、三期目の最重要課題として、人口減少対策を掲げて取り組んでこられました。その成果は、数字の上では厳しかったとは思いますが、全国どの県も、人口減少対策として、本県と同じような施策を展開しており、全国各地で、いわば「日本人の取り合い」のような様相を呈しております。私は、人口減少が既定路線となっている本県においては、人口は減っていくことを前提とした農業政策や産業政策が重要と考えております。

知事は、コロナ禍により、「県政の推進に関して見れば、この一年間重点施策の大半が足踏み状態にならざるを得ない状況となり」、「多くの価値観の根本的变化、すなわちパラダイムシフトを引き起こすことは

確実な状況にある」と述べております。人口減少対策や成長産業の育成、農林水産業の高付加価値化、交通インフラの整備など、様々な課題が山積している中であって、知事は、この三期をどのように振り返り、また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大という状況下において、どのような施策を重点的に進めながら、県政運営に取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。
はじめに、「G o T o トラベル」についてであります。

県内の感染状況については、県民一人一人が高い意識を持つて行動しているほか、感染症対策のため日夜懸命に取り組まれている医療、福祉関係者、児童・生徒を預かる学校関係者、そのほかコロナと闘う全ての皆様の御尽力により、他県と比べ、患者数の増加は抑えられているものと思われまます。しかし、残念ながら、先月二十一日に、新型コロナウイルス感染症で医療機関に入院されていた方が亡くなったとの発表がありました。ここに、謹んで哀悼の意を表したいと思ひます。

さて、国では、全国的にコロナの感染者が増加している中、一部地域を対象から除外することとしつつも、「G o T o トラベル」を継続するという方針を崩しておりません。この事業は、国の事業であります。が、事業の運用について、地元の知事の意向が尊重されることとされております。

佐竹知事は、先月二十四日の定例会見で、「G o T o トラベル」について、「様子を見て、万が一状況が悪化する場合は別途対応を考える」と述べておられますが、全国的な人の流れを促すこの「G o T o トラベル」への対応について、知事は、現在でも定例会見のときと同じような認識をお持ちでしょうか。御所見をお伺いします。

次に、県民に向けたメッセージについてお伺いします。

佐竹知事は、今年八月、新型コロナウイルスの感染が大都市部を中心に急増し、全国的に拡大傾向となっていたことを踏まえ、首都圏や関西

圏などを中心に、県外との往来を必要最低限に、どうしても欠かせない業務など、真にやむを得ない場合を除いて控えるよう、県民に対し強い注意喚起を行われました。また、首都圏等からの帰省者が居住地に帰ってから感染していたことが判明した事例もあったことを踏まえ、学生や親類の帰省、友人・知人の県内訪問について控えてもらうよう、御家族から呼びかけをすることも要請されております。

少し強いメッセージだったこともあり、一部誤解を生んだこともあったかもしれませんが、医療提供体制を維持し、県民の健康を守るという知事の使命を考えれば、そうしたメッセージを発することは妥当な判断であったと思います。県民にとつても、そうしたメッセージが、自らの行動のよりどころとなり、心理的負担が軽減されたのではないのでしょうか。

先月の三連休には、県内各地で他県ナンバーのバスや車が目に付きましました。そして、これからは忘年会シーズンを迎えます。東京都医師会の尾崎会長は、新型コロナウイルスの感染防止のため、年末年始の会食への参加を少なくとも十日間おきにするよう呼びかけております。一度外食したら十日間は忘年会に参加せず、夜は自宅で過ごしてほしいとのメッセージを出していました。

知事は、先月二十九日に行われた臨時記者会見において、他県からいらした方との会食は注意することや、飲食と会話の時間を区切ることを挙げておられました。また、学生等の帰省について強く自粛をお願いするまでには至らないと述べておられます。忘年会シーズン、年末の帰省に関し、知事は県民に向けて、秋田県内の経済状況や医療体制の現状などを踏まえた総合的な見地から、県民に対し、再びメッセージを示すお考えはありますでしょうか。知事の御所見をお伺いします。

次に、健康寿命日本一に向けた取組についてお伺いします。

はじめに、今後の取組方針等の見直しについてであります。
少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、生活習慣や社会環境の改善を

通じて、子供から高齢者までの全ての人たちがともに支え合いながら、希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かな生活ができる活力ある社会の実現が求められています。

こうした中、県は、平成二十九年に「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」を立ち上げ、十年で健康寿命日本一を目指す健康づくり県民運動を展開しております。また、昨年三月には、本県の健康課題に対応した健康づくり施策の総合計画である「第二期健康秋田二一計画」の中間見直し版を策定しました。この見直しは、平成二十九年度に実施した同計画の中間評価において、生活習慣の改善に関わる指標の達成率が低く、改善すべき課題が残されていることから、一層の施策の充実を図るために行われたものです。

さて、その中間評価ですが、平成二十五年に当初策定した計画に用いていた指標の値と、直近の値を比較してその達成状況の評価するものがあります。全百十項目のうち、達成及び改善が約五三％であったものの、約四四％が悪化となっております。特に、県民の健康に関連する知識の保有率や、生活習慣やその改善に向けた活動などに関する「行動指標」は、四六・七％が悪化しており、このうち、週二回以上、活発な身体活動を実践している者の割合などの「身体活動・運動」の指標では約七〇％以上の項目が、また、食塩摂取量や野菜摂取量などの「栄養・食生活」の指標では約八〇％以上の項目が悪化しております。これらの行動指標は、保健師や栄養士の育成状況や施設整備等の「環境指標」と並び、疾病による死亡率等の「健康指標」の改善を下支えする重要な要素であります。現下の社会情勢に鑑みると、具体的取組である「健康づくり地域マスター」などによる研修会を通じた普及啓発や、運動やレクリエーション教室の開催は難しく、今後、こうした指標の改善は難しいのではないのでしょうか。

そこで知事にお伺いしますが、健康寿命日本一に向けた取組に関し、このコロナ禍において、どのような方針で進めていくのでしょうか。

様々な制約が生じている現在の状況を踏まえ、今後の取組方針や手法の見直しは避けられないと思われますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、健康寿命延伸に向けた住環境の整備についてお伺いいたします。健康寿命の延伸という点、運動習慣や食生活の改善が重要であります。住まいを暖かくすることで健康寿命が延伸すると言われたら、皆さんはどう思われるのでしょうか。

国土交通省は、平成二十六年から平成三十年度までの五年間、断熱改修を予定する住宅を対象として、改修前後における、居住者の血圧や身体活動量などの健康への影響を検証する調査を実施しました。この調査によると、室温が年内を通じて安定している住宅では、居住者の血圧の季節差が顕著に小さいことや、室温が低い家ではコレステロール値が基準範囲を超える人、心電図の異常所見がある人が有意に多いこと、断熱改修に伴う室温上昇によって暖房習慣が変化した住宅では、住宅内の身体活動時間が有意に増加したこと、その他住宅の室内環境が健康関連の様々な事象に影響を与えることについて、多くの知見が得られております。

また、慶應義塾大学の伊香賀教授が高知県梶原町で行った「住まいと健康」に関する大規模疫学調査によると、「寒い家に住む人」は「暖かい家に住む人」と比べ、脳神経の質が低下する傾向にあることや、高血圧発病リスクが六倍以上も高いことが分かっております。

健康秋田二一計画の中間評価の状況を見ますと、先ほども述べたとおり、健康寿命日本一に向けた取組は、上々の成果とはいまだ言えないように思えます。まして、このコロナ禍においては、今後、施策の停滞が少なからず生じるのではないのでしょうか。

こうした中、生活の基盤である住環境を整備することは、県民の「行動指標」を改善するための有効な手法ではないでしょうか。例えば、居間や脱衣所の室温を安定させるためのサッシの交換等、断熱性能を高め

るための住宅の改修工事は、前述の各種調査からも、県民の健康に資するものと思います。

県では、子育て世帯や移住・定住世帯に住宅リフォーム事業の対象者を絞り込んできておりますが、健康寿命延伸の観点から、暖かい住環境の整備を対象に、住宅リフォーム事業を拡充することは考えられないのでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、高等学校における金融教育への取組方針について、教育長にお伺いします。

「学習指導要領」の改訂により、二〇二二年度から、高校の家庭科の授業において、金融教育一層の充実が図られることを知りました。公民科においては、現代の市場経済を支える仕組みとしての金融について、これまでも生徒に教えることはあったと思いますが、家計管理を指導する家庭科において、「資産形成」という視点にも触れることとされております。

今回の学習指導要領の改訂は、中央教育審議会で審議された内容に基づいて行われるとのことですが、金融教育が家庭科の授業で行われることに、果たして実際の教育現場でしつかりと対応できるのか疑問を持つたところでもあります。今後、家庭科の授業では、生涯を見通したリスク管理の考え方や、金融商品のメリット・デメリット、資産形成なども触れることになるようですが、こうした専門知識を必ずしも持っていない現場の先生方の負担が大きくなるのは間違いないと思われます。

金融庁は、金融教育を担う家庭科の教員をサポートする取組の一環として、教員や職員を対象としたシンポジウム「つみたてNISA Meet up for Teachers」を開催し、「つみたてNISA」や「個人型確定拠出年金」の税制優遇制度の紹介、「長期」、「分散」、「積み立て」による投資の効果について普及を図っておりますが、地方ではこうした催しに気軽に参加できるとは限らず、現実的には、用語解説など、本当に基礎の基礎を教科書どおりに行うことしかできない

のではないかと危惧しております。

学生時代から金融教育を行う背景には、人生百年時代に備えた資産形成の知識を身に付けていかなければならない時代の流れがあると思います。

「村上世彰、高校生に投資を教える。」という本は、著者の村上氏が資金を提供し、高校生四十四名が八か月間投資を行った模様が記されております。その中に、次のような記述があります。「投資教育といえば、『資産を増やす方法』を教えることだと期待されたと思います。でも、自分の利益ばかり考えて投資をすることは、投資の本質ではない。投資の本質とは何か。これを深く掘り下げていくと、世の中全体を幸せにしていく力だと言えます。そのことを理解して、世の中のどんなことに役立つのか、どんな風に良くできるのか、ということを考えながら、お金を投じるのが、投資の原点だ。彼らが、お金や投資の本質を理解し、興味を持って投資活動をしてくれたら、将来の日本は、もっと明るく、希望にあふれたものになるのではないかと思います。」とあります。

金融という専門性の高い分野において、担当する教職員の多くが知識や指導のノウハウの不足を感じているのではないのでしょうか。また、金融経済教育は、用語や制度の解説などの基礎的な知識を指導するだけでも難しいと思いますが、新学習指導要領が目指すライフステージごとの課題や社会保障制度などとの関連付けた考察のためには、単なる知識の植え付けでは対応できないと思われます。

二〇二二年度からの新学習指導要領のスタートに際し、「生きる力」学びの、その先へ」に向けた高等学校における金融教育の具体的な取組方針について、教育長のお考えをお伺いします。

次に、ICT教育の推進について、教育長にお伺いします。

新型コロナウイルス禍の以前から、日本の教育のICT化の立ち遅れが談論されてきました。変革の時代の中、「歴史的な分岐点」にいる我が国を成長軌道に乗せ、世界で最も魅力的な国にするための羅針盤とい

う位置付けで定められた「日本再興戦略二〇一六」では、ICT教育の人材育成に関するKPIが定められており、例えば、授業中にITを活用して指導することができるとある教員の割合」を「二〇二〇年までに一〇〇%を目指す」ことや、「無線LANの普通教室への整備を二〇二〇年までに一〇〇%を目指す」ことなどが掲げられております。

本県では、県立学校における校内LAN整備に係る予算が、令和元年度二月補正予算で措置されたほか、今年の七月、議会に提案された補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した県立学校の生徒への一人一台端末の整備に係る予算が措置されており、タブレット型パソコンなどの端末に加え、電子黒板などのICTを活用した授業には欠かせない周辺機器も今年度中に整備されることとなっております。また、県内の小中学校においても、県立学校と同じような環境整備が進むものと伺っております。

このように、教育のICT化に係るハード整備については、私たちが想像していたよりも早く、導入が進められておりますが、一方で、ITを活用して指導することができる教員の状況については、どうでしょうか。

そこで教育長にお伺いします。仮に、教員にICTを活用する素養がないということであれば、せっかく整備した端末も、宝の持ち腐れとなってしまう。県教育委員会として、ICT教育に係る教員のスキルについて、現状をどのように分析しているでしょうか。また、そうしたICTを活用し、児童・生徒に指導できる教員のスキルアップをいつまでにどのように図っていくのか、お伺いします。

二〇一九年四月には、学校教育法等の一部を改正する法律など、関係法令が施行され、デジタル教科書の導入も制度化されました。

ICT教育のメリットとして、分かりやすい授業のほか、学習の効率化、校務の効率化、個別学習や共同学習の充実、情報活用能力の向上があるとされる一方、デメリットとして、インターネットを巡る問題や、

自分で考える力の低下、書く力の低下などが指摘されております。

ICT教育化のハード面の整備は、臨時交付金の活用などもありクリアできましたが、肝心の活用方法については、余り議論されていないように思います。ICT教育化は、授業にデジタル機器を取り入れるだけという単純なものではありません。ICT活用を前提とした授業設計の見直しや、児童・生徒への適切な指導、フォローが必要不可欠です。

そこで教育長にお伺いしますが、特に、義務教育においては、ICTを活用するに当たり、個々の学校や市町村教育委員会などの取組姿勢により、格差が生じることは避けなければなりません。各市町村においては、活用方法を十分に検討した上でハード整備を進めたものとは思いますが、ノウハウの蓄積が乏しい新しい取組であることから、県として一定の支援策を講じていく必要があると思います。例えば、授業や校務における端末の効果的な活用の仕方などを研究し、市町村に普及することや、ICTの専門家が市町村をサポートする体制整備などが考えられると思います。県教育委員会として、ICT教育の推進に係る市町村への支援について、どのように行っていくつもりなのか、お伺いします。

併せて、県立学校についてもお伺いします。「新しい生活様式」への対応として、オンラインでの授業の実施や、デジタル教科書の導入など、学校設置者として、具体的にどのように取り組んでいくつもりなのか、教育長にお伺いします。

最後に、ICT教育に関する計画の策定についてお伺いします。

再興戦略には、「IT環境整備計画の策定率について、二〇二〇年までに一〇〇%を目指す」というKPIもあります。ここ一年で、ハード整備について莫大な投資を行ってきたわけですが、これを効果的に活用していくためには、ICT教育のメリット・デメリットをしっかりと整理し、県教育委員会として目標や方針、具体的な取組などについて、外部の意見を取り入れつつ、ICT教育に関する計画として定めることが必要ではないでしょうか。教育長の見解をお伺いします。

学校行事が中止や延期になり、「コロナさえなければ」と子供たちは何度思ったことでしょう。卒業式は、卒業生と先生だけで行われましたが、「先生が一生懸命歌ってくれた声が聞こえて、うれしかった」と教えてくれました。修学旅行行事は、アンケートをとり、子供たちの意向を尊重し、中止となりましたが、子供たちは「アンケートの結果なので」と納得できました。教員養成に欠かせない教育実習も、秋田県内の学校は受け入れていただきました。現場の先生方に敬意を表し、感謝申し上げ、以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）

●議長（加藤鉦一議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。原議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、私の政治姿勢でございます。

私は知事就任以来、時代の潮流の変化をしっかりと捉えた上で物事を多角的に分析し、本県の進むべき方向性を中・長期的な視点に立つて示すとともに、必要な施策や事業を展開し、ふるさと秋田の元氣創造に向けて努力を重ねてきたつもりであります。

これまでの取組により、中小企業の振興はもとより、成長分野である輸送機産業における一次サプライヤーの進出など企業誘致が進んだほか、洋上風力発電の本格的事業化やエダマメなど園芸作物の国内有数の産地化、秋田米新品種「サキホコレ」の令和四年秋の本格デビューに向けた準備の進捗、高速道路のミッシングリンクの解消に目処が立つなど、各分野の取組は成果を見せ始めてきているものと捉えております。

また、人口減少問題の克服については、子育て環境の整備など全国トップクラスの先駆的な取組により、子育て世代からは一定の評価をいただいているほか、今年九月までの一年間の人口の社会減が三千人を下回り、大幅に縮小したことは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

もあつたものの、これまでの移住促進や若者の県内定着・回帰の施策の成果が現れてきたものと受け止めております。

今後の県政運営においては、コロナ禍が続く中であつて、財政の健全化を図りつつ、県民の生命と健康を守る医療・検査体制の充実や県内経済の下支えに引き続き取り組むとともに、産業振興、住民生活の利便性に不可欠な道路網の整備や、災害に強い県土づくりのための防災・減災対策等を進めることが肝要であります。

また、本県の持続的な発展に向け、デジタル・トランスフォーメーションの推進など、コロナ禍による社会経済情勢の変化を踏まえた施策に加え、食料供給力の向上や再生可能エネルギーの導入促進など、本県の強みをさらに伸ばしていくことが不可欠であると考えております。

このため、リモートワークなど新しい働き方に対応した移住の促進やサテライトオフィスを活用した企業誘致や人材の誘致、オンラインによる県産品の販売拡大など、各分野においてデジタル技術の導入を加速していく必要があります。

さらに、スマート農機などICT先端技術の導入により生産コストの低減や省力化を進め、食料供給基地としての機能強化を図るほか、洋上風力発電の適切な導入促進など再生可能エネルギー先進県としての地位の確立に向け、取組を強化していくことが重要であると考えております。とりわけ、菅総理がこの臨時国会で表明した二〇五〇年カーボンニュートラル宣言は、風力や地熱、水力などのCO₂を出さないエネルギーのほか、CO₂吸収源としての広大な森林に恵まれている本県にとって、成長性を示唆するものであります。

一方で、自動車のEV化によるエンジン部品等、金属機械加工分野の需要の減退や、コロナ禍において一層拡大しているネット通販による既存小売店への影響が懸念されるほか、社会におけるデジタル化の進展が格差の拡大につながることも否定できないことから、産業構造の転換がもたらすこのような必然的なとも言える負の側面についても十分に目を

向けながら、適切に対応していく必要があるものと認識しているところであります。

人口減少問題については、社会減のみならず自然減の要因ともなる若い女性の流出が課題であると捉えており、リモートワークの導入促進など働きやすい職場の創出はもとより、女性の登用や職域の拡大など、本県において女性が生き生きと活躍できる社会づくりに向け、取り組んでいく必要があるものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、感染者やその御家族、医療従事者等に対する不当な扱いや差別的な言動といった社会問題も引き起こしております。

県では、関係団体とともに思いやりを持った冷静な行動をとっていただくよう呼びかけているところではありますが、これからは、感染症の問題のみならず、県民一人一人が、疾病や障害の有無、性別、性的指向などにかかわらず、それぞれの置かれている立場を互いに尊重しながら、手を携えていく寛容な社会の実現が求められております。

コロナ禍は、社会経済全般にわたる時代の変化を加速させるとともに、これまで想定し得なかった価値観の変化を引き起こしつつあり、時代はまさに世紀の大変革期を迎えている中で、国際環境の変化やテクノロジー主体の社会変革などへのしつかりとした現状認識のもと、解決すべき課題を的確に分析するとともに、本県が抱える有形無形の資源を効果的に活用しながら、先を見据えた施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、「G o T o トラベル」関連でございます。

国内の一日当たりの感染者数が過去最多を更新するなど感染が再拡大する中で、国ではG o T o トラベルの見直しを行い、知事が、新型コロナウイルス感染症対策分科会が定めた基準のステージⅢに該当すると判断した区域への旅行については、事業から除外することとし、札幌

市、大阪市が現在除かれているところであります。

本県におきましては、先月クラスターが発生するなど感染者数が増加傾向にはありますが、感染の広がりが見られないほか、病床利用率も低く、医療体制は維持している状況で、G o T o トラベルについて、現時点で本県の除外を国に要請する必要はないものと判断しております。県内の宿泊者数が最も多い東京都については、高齢者等への利用の自粛を求めるとの方針が昨日示されるなど状況は日々刻々と変化しております。

いずれにしても、宿泊・観光施設に対して、これまでと同様に徹底した感染防止策を講じられるよう働きかけてまいります。

次に、県民に向けたメッセージでございます。

年末に向け帰省や旅行を計画している方が多いと思われますが、首都圏など感染拡大地域との往来に関しては訪問先の感染状況に注意し慎重に判断するとともに、移動する場合は感染防止策を徹底し、混雑や三密の場での会食を避けるなど最大限の注意を払っていただきたいと考えております。

また、県内でも接待を伴う飲食店でクラスターが発生するなど感染が増加傾向にあることから、事業者の方々に対し、換気や加湿の励行、従業員の体調管理等に細心の注意を払うよう、全飲食店、約七千三百店に對しダイレクトメールを送付しております。利用する方々に対しては、飲食の際は会話を控え、一定程度済ませた後でマスクを着けて会話をを楽しむことや、大人数での長時間に及ぶ宴会やカラオケは避けることなど感染防止策の徹底を呼びかけているところであります。

年末年始は人出や会食の機会が多くなり、感染リスクが高まることから、今後も日々刻々と変化する感染状況を踏まえ、適時的確に新聞やテレビ、SNS等を通じ、旅行、帰省や飲食などについて県民に注意喚起を行ってまいります。

次に、健康寿命日本一に向けた取組でございます。

まず、取組方針でございますが、新型コロナウイルス感染症により、大規模なイベントや研修会の開催が困難となったことから、県では、各種メディアを活用した啓発や情報発信を強化するとともに、市町村による健康長寿推進員の育成など小規模な事業については、感染防止対策を十分に行った上で実施しているところであります。

また、集団健診の中止などにより、健診受診率の低下が見込まれるため、健診受診を呼びかけるPRを、来年一月から三月まで集中的に実施するほか、外出自粛により高齢者のフレイルへの進行が危惧されることから、身体及び口腔機能の虚弱を予防する市町村の取組を支援することにしております。

現在、健康づくりの活動は大きく制限を受けておりますが、県民の健康寿命の延伸に向けた取組が滞ることのないよう、コロナ禍においても様々な工夫をしながら着実に推進してまいります。

次に、健康寿命延伸に向けた住環境の整備でございます。

住宅リフォーム推進事業は、県政の最重要課題である人口減少対策に資する取組として、子育て世帯と県外からの移住・定住世帯を対象に支援を行っており、今年十月からは、一般のコロナ禍を契機とした働き方の変化を踏まえ、在宅リモートワークの環境整備を行う移住・定住世帯に対し、補助額を引き上げたところであります。

議員御提案の断熱性能を高めるための住宅改修は、省エネルギー性能の向上にもつながるものであり、政府が取り組む地球温暖化対策の推進に資するものと認識しております。

県財政が極めて厳しい状況ではありますが、社会的環境の変化を踏まえ、政策目的に資するものについては、今後十分に検討してまいります。以上でございます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） おはようございます。原議員からの御質問にお答えいたします。

はじめに、高等学校における金融教育への取組方針についてですが、成年年齢の引き下げを見据え、高校生に対しては、金融教育を含む消費者教育の重要性が一層増していることから、学校での学習が、将来のライフステージに応じた適切な生活設計を主体的に考える機会となるよう、指導の充実を図る必要があるものと捉えております。

県教育委員会では、これまでも、家庭科の教員を対象として、大学や知事部局と連携した研修会を実施するなど、消費者教育や金融教育の実践的な指導力の向上に努めてまいりました。

今後、新学習指導要領の方向性を踏まえ、ファイナンシャルプランナーなどの専門家や金融機関等との連携を深めるとともに、高校生が、生涯を見通して自立した生活を営んでいくことができるよう、これからの時代に求められる金融教育の充実に努めてまいります。

次に、ICT教育の推進に係る教員のスキルアップについてですが、昨年度の国の調査によると、ICTを活用して児童・生徒を指導できると答えた本県の教員は、全体の約六割という結果だったことから、全ての学校でICTを活用した教育を推進するためには、教員における指導力の向上が緊急に必要であると認識しております。

そのため、県立学校では、ICTの活用経験がない教員を対象に技能習得研修を行ったほか、各学校に置いた「ICT活用推進リーダー」を中心とした校内研修を実施し、全教員がさらに指導力を高められるよう取り組んでいるところです。

また、小・中学校等でオンライン学習を実施するための基本的な操作や、ICTの効果的な活用方法についての研修を行うことに加え、総合教育センターでは、指導主事を対象に、教員全体の指導力を底上げしていくための研修を実施することとしております。

今後とも、実際の活用状況等を検証しながら、全ての教員がICTを有効に活用した教育を实践できるよう、技量の向上に取り組んでまいります。

次に、市町村への支援についてありますが、一人一台端末の整備に合わせ、今後は、各小・中学校等における様々な教育活動の中で、ICTを効果的に活用した取組を進めていく必要があると考えております。

そのため、県教育委員会では、教員を対象とした研修を実施するとともに、授業や家庭学習で使える動画や学習問題等を掲載したポータルサイトを構築し、オンライン学習に活用できるよう準備を進めているところであります。

また、秋田の探究型授業の一層の充実を目指し、ICTの効果的な活用に取り組む市町村への支援や、その取組の成果を県内の各学校へ普及させるための方策について検討を進めており、ICTを活用した教育が県内全ての市町村で推進されるよう努めてまいります。

次に、県立学校における具体的な取組についてありますが、県教育委員会では、「新しい生活様式」に対応した上で、主体的・対話的で深い学びを実現するため、ICTを活用した授業改善の取組を組織的に推進しているところであります。

県内の高校では、専門高校と企業をオンラインで結んだ授業を行っているほか、学校間による英語のディベート大会やALTによる交流セミナーなどを実施しております。

さらに、来年度からは、授業におけるICTの効果的な活用に加え、大学や企業等と連携した課題研究の充実を目指し、モデル校を指定してその研究成果を広く全県で共有してまいります。

今後は、高校生がタブレット端末を学習ツールとして日常的に使いこなすことにより、多様な見方や考え方を身に付けたり、新たな気付きを次の学びにつなげるなど、「新しい生活様式」の中で主体的に課題を解決していく学習活動の充実が図られていくものと考えております。

なお、デジタル教科書については、国の動向を注視しながら必要な情報等を収集し、効果的な活用について研究を進めてまいります。

最後に、計画の策定についてであります。ICTは大きな可能性を

持っている一方で、状況によっては不向きな場合があるのも事実であり、教育への有効な活用を進めるに当たっては、その特性や、目指すところを県教育委員会が計画等の形で、全体として共有する必要があると認識しております。

そのため、まずはICTの活用により実現したいこと、校種別に目指す児童・生徒の姿、児童・生徒の発達段階に応じた目標などを明確化するほか、当面の取組から得られる経験や、外部の専門家の知見を活用しながら、計画等の在り方を検討してまいります。

県教育委員会としましては、ICTのメリットを教育活動全体を通じて効果的に発揮させることによって、学びの質をさらに高めるとともに、二十一世紀を生きる子供たちに求められる情報活用能力や思考力などの向上に取り組んでまいります。

私からは以上であります。

●議長（加藤鉦一議員） 三十番原議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時十分といたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時十分再開

出席議員		四十三名
一 番	小 野 一 彦	二 番 松 田 豊 臣
三 番	鳥 井 修 達	四 番 宇 佐 見 康 人
五 番	住 谷 達 郎	六 番 児 玉 政 明
七 番	小 山 緑 郎	八 番 鈴 木 真 実
九 番	薄 井 清 彦	十 番 加 賀 屋 千 鶴 子
十一 番	吉 方 清 彦	十二 番 佐 々 木 雄 太
十三 番	杉 本 俊 比 古	十四 番 鈴 木 健 太
十五 番	佐 藤 信 喜	十六 番 今 川 雄 策
十七 番	鈴 木 雄 大	十八 番 加 藤 麻 里

十九番	佐藤正一郎	二十番	三浦茂人
二十一番	小原正晃	二十二番	沼谷純
二十三番	高橋武浩	二十四番	佐藤雄孝
二十五番	北林丈正	二十六番	竹下博英
二十七番	石川ひとみ	二十八番	東海林洋
二十九番	渡部英治	三十番	原幸子
三十一番	工藤嘉範	三十二番	近藤健一郎
三十三番	加藤鉦一	三十四番	佐藤賢一郎
三十五番	小松隆明	三十六番	石田寛
三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	柴田正敏	四十番	川口一
四十一番	鶴田有司	四十二番	鈴木洋一
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

議長（加藤鉦一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。三十八番土谷議員の発言を許します。

【三十八番（土谷勝悦議員）登壇】（拍手）

三十八番（土谷勝悦議員） おはようございます。会派みらいの土谷です。会派の皆さんから励ましの言葉をいただきました。質問の機会を与えていただいたことに感謝を申し上げます。

最初に、知事の政治姿勢について伺いいたします。

知事は、十二月議会初日の知事説明の中で、来春行われる知事選挙において、四期目の立候補を明言されました。今議会での態度表明は、前

議会での確約でもあったので特段驚くことではないと思いますが、四期目への挑戦に関しては、少し意外であるという思いをしました。

私は、三期十二年、知事の活躍はつぶさに見て、健全な県政運営をなされてきたと評価します。途中、大雨による県内災害時に連絡不能など危機管理の甘さや、様々な場所で失言とも思われる発言も多々ありました。ただ、そういうこともありましたが、秋田県としてどうあるべきかなどの方向性は、行政に長く携わってきたことからさすがであると評価したいと思います。

昨年四月、知事の定例会見でのごことが思い出されます。知事の見解として、「同じ人が余り長くやるもんじゃない」、「五期、六期は長い」との報道でした。そのときは、三期目の秋田県政に対して、全力投球、全身全霊をかけるとの意気込みなのだろうという思いをいたしました。燃えつきる覚悟なんだなどの思いもありました。

今回四期目に挑戦するのは、三期十二年、知事が行ってきた県政の中でどうしても達成しなければならぬことや、やり残したことがあるのか、どうしても自分でなければならぬことがあるとすれば伺います。また、四期目に向かって今後何をやりたいのかも併せて伺います。

知事は、二〇一一年に体調を崩され、しばらく入院されましたが、その後復帰されました。知事のフアイトと気力の強さは分かりますが、体調が健全でなくては県政を司ることはできないと思います。また、県民の皆様も不安を感じるようになります。健康に関しては、「自分の健康は自分で守る」との主義だと思いますが、四年間大丈夫か伺います。

また、三期十二年、秋田県を導いてきて、秋田県に新たな風、新たな発想などを起こしそうな若い人に、後継を託すという思いはなかったのか伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響について質問いたします。今年度九月補正予算を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響により執行が困難で事業や施策が完了できないなどの事業の見直しが表示され

ております。九百三十四事業のうち、見直し事業数が百六十五事業、事業費約十一億五千八百万円、そのうち一般財源約七億七千八百万円となっており、見直しの主な事業は、国際化推進事業、重点市場におけるF I T誘客プロモーション事業、体育大会派遣費、二〇二〇プロジェクト推進事業、バドミントンマスターズ大会開催支援事業、農産物グローバルマーケティング推進事業、企業立地促進事業、「秋田港クルーズ」まちづくり拠点形成事業、A K I T A英語コミュニケーション能力強化事業、議会活動費交付金、議会活動諸費など多岐にわたって見直しを行っております。その見直し事業の中には、今まで積極的に取り組んできた国際化による海外との交流、インバウンド対策、観光、グローバルマーケティングなど順調とはいえないまでも、秋田県存在感を海外へも徐々に示してきた取組があります。

考えてみると、経済の発展により、県内企業も世界経済との兼ね合いや世界の人々との関連が大きくなってきております。そして、秋田県の魅力を發揮して海外からのインバウンドなども積極的に進めようとこれから一番力が入るときに、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大したことから、挫折したような思いであります。今年度執行が困難で見直しを行った国際事業の総括を知事に伺います。

一方で、海外との交流などには毎年投資してきており、今までの投資額も小さいとは思われません。来年度以降どのような考えのもとに海外との交流、インバウンド対策などについての国際事業を推進していくのか、併せて知事に伺います。

二〇二一年度の財政見通しでは、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、国直轄事業や、地方公共団体の財源として重要な国庫補助金、地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少が見込まれることです。さらに、新型コロナウイルス感染症による企業収益の悪化や消費活動の冷え込みなどにより、県税や地方消費税清算金などの歳入が大幅に減少する見込みであります。

二〇二一年度の予算編成において国の歳入や県の歳入の減少が見込まれる中で悲観せず県の活性化、発展を少しでも前に進めるため、実効性があり、めり張りのある予算編成を望むものであります。第三期ふるさと秋田元氣創造プランの最終年である来年度の施策の推進方針の考えを知事に伺いたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であります。新型コロナウイルス感染症に対しては、ワクチン開発がアメリカにおいて順調であるとの報道がされていますが、日本国内にワクチンや治療薬が行き届くまでの間、感染症対策のための一定の自粛などの感染防止対策と経済対策の相反することを行っていくことが重要と考えますが、どのような考えのもと、来年度は取り組みられるのか知事に伺います。

また、感染防止と経済対策、相反するようなことを融合させて新型コロナウイルスを封じ込める方策は、政治の力も必要であると思いますが、本来は、医学関係者が前面に出て指揮を執るべきではないかと思いますが、知事のお考えを併せて伺います。

現在、第三波と思われる感染者数の増加が起きており、国内感染者数が最多を更新しております。西村経済再生担当大臣が、感染がどうなるかは本当に「神のみぞ知る」との発言がありました。私は、西村大臣の発言をどう理解すればよいのか悩みます。行政として無責任のように思えます。感染がどうなるか本当に分からないのでしょうか。知事はどういうに西村大臣の発言を捉えているのか伺います。

私は、今回の新型コロナウイルス感染症対策における国の財政出動、県の財政出動の在り方が果たしてベストなのか疑問に感じております。国や県が取る対策について、将来同じようなことが発生した場合に規範となれるよう進めていただきたいと思います。国でも県でも新型コロナウイルス感染症対策として財政出動をしています。今後の県の継続性を考えると県の財源は大丈夫でしょうか。知事のお考えを伺います。

次に、地球温暖化について伺います。

今年は、秋田県にとって台風の被害もほとんどなく安堵しております。台風は、発生から長い時間をかけて海の上を渡ってくるので対応策を立てることができませんが、天から突然降り出す、バケツをひっくり返したような集中豪雨については、対応策を立てる間もほとんどないため、ここ数年、九州や北海道、本県でも大きな被害が発生しております。また、夏の猛暑による熱中症などで命を落とす人もおられます。農作物に被害を及ぼす異常気象もますますひどくなるように思われます。

いずれにしても、地球温暖化が原因と思われる異常気象に対して、菅総理が二〇五〇年に温室効果ガスの排出量を「実質ゼロ」にするという目標を示され、公約としました。地球温暖化防止策については、世界中の関心事でもあります。そして、日本でもそれなりに対策はとられてきたとは思いますが、菅総理誕生の応援も含めて、公約に協力して積極的に県を挙げての県民運動とすべきと思います。知事のお考えを伺います。次に、新屋演習場の平和利活用について伺います。

国は二〇一七年十二月に、「防衛計画の大綱」とともに「中期防衛力整備計画」として、地上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」を配備するとの方針を示しました。日本を攻撃する相手国のミサイル等から日本全体を守ることと、日本国内に二か所、そのうちの一か所が「陸上自衛隊新屋演習場」であったことから、イージス・アショア計画が白紙撤回されるまでの長い期間、様々な議論が議会でもありました。地元の反対運動や、各市町村議会においても設置に反対する陳情や請願の議決もありました。

私もイージス・アショアに関しては、設置に無理がある、現状はどうなのかなどの思いで、ポーランド、ルーマニアに超党派議員六名で視察を行いました。建設されて厳重な警戒をしていた、ルーマニアのデベセル基地を視察したほか、ポーランドのレジコボ基地は、イージス・アショアの建設中ではありましたが、ポーランド軍基地責任者レバンドスキー大佐が、建設の意義や、住民の安全対策など私たちの疑問に対して

真摯に答えてくれました。視察で感じたこと、ポーランド、ルーマニアの設置状況と自衛隊新屋演習場に設置する場合との違いや疑問について、県議会の場で一般質問させていただきましたが、いまだに私の心の中では疑問に思うことがあります。

令和二年六月、イージス・アショア計画について、ミサイルのブースターの落下に危険性があるとの理由で、自衛隊新屋演習場への設置を突然中止することになりました。設置計画から約二年半余りの間、議会でも様々な議論がありました。六月議会で県議会全七会派が連名でまとめた、「白紙撤回の決定」を求める意見書が可決されたことは大きな意義があります。その後、当時の河野太郎防衛大臣の自衛隊新屋演習場へのイージス・アショア設置断念の英断には、感謝と敬意を表したいと思います。

私は、自衛隊新屋演習場のイージス・アショア白紙撤回で、イージス・アショアの問題は、秋田県にとっても最高の決着をし、これで問題は終わりであると思いました。しかし、時間が経ってポーランド、ルーマニア視察のことや一般質問のこと、イージス・アショアに関する様々なことを私なりに総括すると、どういうわけか、まだこの問題の終着点ではないように思います。河野太郎前防衛大臣の謝罪で一応の決着に至ったように思われますが、その後、新型コロナウイルス感染症への対応などで、イージス・アショアに対する県の総括などもなかったように思われます。

私の考えですが、イージス・アショアを陸上自衛隊新屋演習場に設置する計画を、二〇一八年六月に福田元防衛大臣政務官が来県し、政府が表明したことにより、全世界がこの場所に注目したと思います。そして、この場所は、軍事上の最重要地点となったはずです。白紙撤回したとしても自衛隊所有の土地であり、基地をつくらなくても有事の際の移動式ミサイルなどの設置の可能性なども考えられます。

いずれにしても有事の際には、攻撃の標的になるような場所となるの

ではないでしょうか。イージス・アショアを設置しようとした重要な場所を有事の際のターゲットから外す方策を考えなくてはならないと思います。このことは非常に大切なことですが、イージス・アショアの自衛隊新屋演習場への設置計画を政府が表明したときから白紙撤回までの約二年間、新屋地区の地域住民の皆様はどんな気持ちでいたのでしょうか。毎日不安を感じていたのではないかと思います。もし設置されて、有事の際のことを考えれば恐怖さえ感じることもあったのではないかと思います。

ポーランド、ルーマニアのように広大な土地にあり、住民の安全確保をされているのは違い、幾ら日本が島国で小さい国であるとしても、新屋演習場のような狭い場所に設置を計画することは無謀であると言えます。なぜ住宅密集地の場所に自衛隊の演習場があらねばならないのか。私は、現在ある自衛隊新屋演習場の土地がどのような経緯でそこに現存してあるのか分かりませんが、そこでなくてもいいのではないかと、もしくは、そこにあるべきではないと思います。いかがでしょうか。

イージス・アショアのことで住民の皆様に精神的な負担や苦痛を与えたことや、土地としての役割などを考えるならば、県として国から払い下げ、あるいは県有地との等価交換などを考えてもいいのではないかと思います。ただ、それには正当な理由が必要であるということは認識しております。調べたところによると、過去には、「ゆとり生活創造センター敷地」、「十和田ホテル敷地」、「秋田県立男鹿水族館敷地」、「横手第二工業団地」、「秋田県奥森吉青少年野外活動基地」など、国から譲り受けた土地は数々あります。知事として住民の安心・安全を守るためにも自衛隊新屋演習場の土地の平和的利活用を考えてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

それと私の提案になりますが、新屋の地区は、近くにこまちスタジアムやスケート場、武道館、そして、ゴルフ場などがあり、地域との連携を考えるとスポーツゾーンとしての活用なども考えられるのではないで

しょうか。また、地域内に大森山動物園などもあり、公園としての活用も考えられます。秋田県は、本州の北に位置しながらも、様々な花を栽培し、出荷を通して日本中に提供しております。鑑賞菊や小菊、リンドウ、バラ、ストックなど多種の栽培、冬期にはシンビジュームなど周年で花の栽培が行われております。特に今人気のダリアなどの出荷量は、大幅な伸びを見せております。晩秋の種苗交換会では、すばらしい花が展示されておりました。新屋演習場を花を中心とした公園にすることもよいと思います。

私にとつては、陸上自衛隊新屋演習場を平和な場所として住民の皆様が安心・安全に生活できるよう県が活用することが、イージス・アショア問題の終着点のように思われます。知事には一考を望みたいと思いますが、見解をお伺いします。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（加藤鉦一議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 土谷議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、私の政治姿勢でございます。

私は、これまで三期にわたり、本県が抱える様々な課題の解決や、多発する自然災害への対応などに全力で取り組んでまいりました。

「ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく施策については、輸送機産業の拡大や洋上風力発電の本格事業化、農業の構造改革、少人数学級の対象の拡大、県独自の子育て支援策の充実、高速交通体系の整備、県土の防災・減災対策などの取組が進展し、一定程度の道筋をつけることができたほか、予期しなかったイージス・アショアの配備問題についても解決を見た一方、人口減少問題については、社会減が縮減するなど一定の歯止めがかかってきたものの、根本的な解決までには至っていない状況にあります。

こうした中で、コロナ禍の影響により県政発展のために必要となる対外的な交渉が中断するなど、今任期中に処理できない事案も出てきており、これらの中には私自身と相手方との信頼関係や継続性の保持が前提となっているものが含まれるなど、積み残している課題があることも事実であります。

これらの課題の解決に加え、今後優先すべきこととしては、第一に、県医師会など医療関係者との信頼関係をもとにした感染拡大防止策と県内経済の早期回復に向けた各種施策に継続して取り組むことであります。

また、一般のコロナ禍により社会経済情勢や人々の価値観の急激な変化、いわゆるパラダイムシフトが起こることが確実な状況にあり、そのことへの対応が必要と考えております。具体的には、首都圏等から地方への回帰を志向する価値観の変化を捉え、リモートワークやワーケーションなどの新しい働き方を踏まえた「人材誘致」という新たな視点での県内移住を促進するほか、デジタル化に対応し、ものづくり分野のみならず、農業や建設業分野におけるスマート化、小売業でのインターネット販売への移行など、時代の要請に応える業態転換を取り急ぎ進めていく必要があります。

さらに、菅総理が表明したCO₂ゼロエミッションに象徴される温暖化防止の世界的な流れの中で、再生可能エネルギーなど本県の可能性が広がる一方で、自動車のEV化により内燃機関に関わる製造業をはじめとする自動車関連産業が岐路に立つことなど、急激な産業技術の変遷、いわゆる第四次産業革命と言われる中で、特に科学技術面での取組が重要となってくるものであります。

加えて、県内においても、こうした社会経済情勢の急激な変化により、今後は格差や差別の広がり懸念されることから、障害や疾病の有無、性別、性的指向などを理由とする、あらゆる差別の解消を図りながら、多様な価値観を受け入れ、互いに認め合い支え合う、寛容性に満ちた社会を実現していくことが重要であると考えております。

このような中で、若い世代に引き継ぐ時期ではないかとの思いをいたしたことも事実ではございますが、急激に進む時代の変化を踏まえ、これからの県政の方向性をしっかりと定めた上で、ふるさと秋田を次の世代へ確実に引き継ぎたいとの強い気持ちに至り、四選出馬を決意したものであります。

なお、健康については、加齢に伴う身体能力の低下は避けて通ることはできませんが、九年前に体調を崩して以降、体調管理を徹底するとともに、定期的に検診を受けるなど、健康には一層留意してきたところであり、医師からは問題ないとの判断をいただいております。

最も大切なことは頭脳の健康であり、自らの知識に加え、専門書などにより、県政に関する重要な事項や、今後必要とされます科学技術分野の知識を深めているところであり、今後も体調管理に万全を期しながら、研さんを積んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響でございます。

国際事業の推進でございますが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、十一月現在、日本が入国に制限を設けている国や地域は百五十二に上り、日本人が入国制限を課している国や地域も七十七あることから、全国的に海外との交流に支障をきたしており、本県でも今年度予定していた友好交流事業や、バドミントンマスターズ大会といった国際的な大規模イベントなどを軒並み中止せざるを得ない状況になっております。

国際事業の推進に当たりましては、私自らが中国や台湾、東南アジアなどを訪れ、観光客の誘致や県産品の販路拡大に向けたトップセールスを行ってきたところでありますが、チャーター便やクルーズ船の誘致など、成果が見え始めてきた中でこのような状況となり、非常に残念に思っております。

現段階では、感染症の早期の収束は見通せない状況にありますが、このようなときにこそ、今できることを着実にやっていく必要があります、こ

コロナ禍にあっても、昨年友好協定を締結した中国大連市への日本酒輸出の商談が成立したほか、タイでは、タイの経済界トップや政府要人の協力を得ながら農産物等の販売促進活動を行うとともに、在日タイ人の視点でSNSを通じ本県の観光情報を発信するなど、取組を進めているところであります。

また、台湾では、秋田牛の販路拡大に向け、旧知の台湾有数の大企業との連携により、私自身が出演した秋田牛のPR映像を、無料で大手ファミリレストランの店舗モニターやウェブサイトで紹介していただくほか、大規模商談会の会場でも放映される予定となっております。

今後は、こうした取組に加え、アフターコロナを見据えて、旅行ニーズの変化を捉えた観光コンテンツの充実や、施設・イベントにおける感染防止対策の徹底等、インバウンド誘客に向けた受入体制の整備を図るなど、新たな時代に対応した手法により、国際事業を鋭意進めてまいりたいと考えております。

次に、第三期ふるさと秋田元氣創造プランでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市部における人口集中リスクが浮き彫りとなり、生産拠点や本社機能の分散再配置の動きとともに、若い世代を中心に地方移住への関心の高まりが見られ、東京都の人口が転出超過傾向に転ずるなど、これまでの東京一極集中の流れに変化が起きているものと捉えております。

こうした社会経済情勢や価値観の変化を踏まえ、先般、「ウイズ・アフターコロナ秋田ビジョン」を策定し、感染症対策を講じながら、県内経済の早期回復に取り組みとともに、三期プランに掲げる、本県の持続的な発展と人口減少の抑制に向けた各般の施策を展開しているところであります。

来年度の当初予算は、知事選挙を控えていることから骨格予算となりますが、感染症の収束が見通せない中、県民の生命と健康を守り、社会経済活動を維持・向上させるために不可欠な医療・検査体制の確保をは

じめ、県内経済の支えや防災・減災対策など、安全・安心な県民生活の基盤となる真にベーシックな施策に取り組むほか、食料供給力の向上や再生可能エネルギーの導入促進など、アフターコロナを見据えた本県の優位性を生かした施策に加え、デジタル・トランスフォーメーションの推進や二〇五〇年CO₂ゼロエミッションに関連する大規模な産業構造の転換への対応などが中心となるものと考えております。

次に、感染防止対策と経済対策でございます。

現在、第三波とも言われる感染の拡大を迎えておりますが、いわゆる感染の「波」が今後も繰り返し起こることを前提に、時機を逸することなく県民生活や事業活動に及ぼす影響にも配慮した感染防止対策を実施するとともに、雇用や事業の継続に必要な経済対策を的確に展開しながら、感染の防止と社会経済活動の両立を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、ウイズコロナの対策にとどまらず、アフターコロナの社会を見据え、人々の行動様式の変化に対応したデジタル・トランスフォーメーションの推進などに取り組んでいくことも必要と考えております。

未知のウイルスとの闘いにおいては、基本的には医学的知見に基づき対策を講ずることが重要であることから、常時、県医師会等と連携して進めているところであり、今後とも医療関係者など様々な方々の御意見を伺いながら総合的に判断し、県民の安全・安心な暮らしの実現に向け取り組んでまいります。

なお、感染拡大の予測・予防については統計学の知見も必要であるほか、飛沫感染のメカニズムなどはむしろ流体力学の分野であり、経済対策との両立を図る方策の決定は、まさに総合的調整を担う政治の役割と考えております。

次に、経済再生担当大臣の発言でございます。

新型コロナウイルスは、いまだその実態が十分に解明されておらず、感染の拡大は気温や湿度など様々な環境要因に加え、人々の感染防止策

の取組や社会経済活動の状況が影響することから、その動向を予測することは難しい面があります。

大臣の発言については、その全体を承知していないので、部分的な発言のみをもって論評することはできませんが、一般論として申し上げれば、国民の目線に立って、分かりやすい言葉をお使いになることが望ましいのではないかと考えております。

次に、財政出動のあり方でございます。

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大した直後は、ウイルスに対する知見がほとんどない中、感染拡大防止に向けた緊急的な対応が必要となり、医療提供体制の整備のほか、小・中・高等学校等の臨時休業や不要不急の外出自粛要請、各種施設への休業要請を行うとともに、休業要請に応じた事業者への協力金の支給や、宿泊券・飲食券の発行など、急激な消費の落ち込みによる中小企業者等の事業存続の危機を防ぐための取組を実施してまいりました。

その際、国の財源措置等を待つことなく機動的に対策を実施するため、一時的に財政調整基金を全額取り崩して対応したものの、その後国から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等が交付されることになり、基金の残高は一定程度確保できるものと見込んでおります。現在は感染拡大防止のための一定の知見が蓄積されたことから、今後は、県内の感染状況等を踏まえ、医療提供体制の整備や経済対策についてより効果的なものに絞って実施するほか、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた、県勢の発展につながる取組の支援などにもバランスよく取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化でございます。

世界共通の課題でございます地球温暖化の抑制に向けて、県では、「秋田県地球温暖化対策推進計画」に基づき、省エネルギー対策などの各種施策に取り組んできたところであります。

このたびの菅総理の「二〇五〇年温室効果ガス排出実質ゼロ」の表明

は、CO₂を出さない豊富なエネルギー源と、CO₂を吸収する豊かな森林に恵まれた本県にとって、その強みを生かせるものと期待しており、こうした国の動きに、県としても一定の役割を果たしていく必要があると考えております。

未来の子供たちに安全・安心な県土を引き継ぐため、再生可能エネルギーの導入拡大や森林資源の保全に関する取組を着実に進めていくとともに、省エネルギー対策の実践や循環型社会の形成に向けた普及啓発など、県民や事業者、行政等が一体となった県民運動を積極的に展開し、温暖化防止対策の充実を図ってまいります。

最後に、新屋演習場の平和利活用でございます。

新屋演習場は、戦後、入植者による開墾が進み「開拓地」と呼ばれていた地域に、昭和二十九年に開設されたものであります。

当時は、畑や砂地と砂防林が広がっていたものと思われませんが、その後、経済成長期に周辺の宅地化が進み、昭和三十六年に旧秋田空港が開港し、四十五年には勝平小学校が新設、五十三年には秋田商業高校が移転するなど、住民の増加とともに環境が大きく変化してまいりました。

一方、同演習場は、訓練日の事前周知など、住民生活に配慮しながら隊員の基礎的な訓練等に活用され、国防上の重要な役割を果たしてきております。

いずれにいたしましても、これまで想定したことのない御提言でございますので、今後の課題として多方面から研究させていただきます。

以上でございます。

●議長（加藤鉦一議員） 三十八番土谷議員の質問は終わりました。

午前十一時五十三分休憩

午後一時三十分再開

出席議員 四十二名

一 番	小 野 一 彦	二 番	松 田 豊 臣
三 番	鳥 井 修 達	四 番	宇 佐 見 康 人
五 番	住 谷 達 郎	六 番	児 玉 政 明
七 番	小 山 緑 郎	八 番	鈴 木 真 実
九 番	薄 井 司	十 番	加 賀 屋 千 鶴 子
十 一 番	吉 方 清 彦	十 二 番	佐 々 木 雄 太
十 三 番	杉 本 俊 比 古	十 四 番	鈴 木 健 太
十 五 番	佐 藤 信 喜	十 六 番	今 川 雄 策
十 七 番	鈴 木 雄 大	十 八 番	加 藤 麻 里
十 九 番	佐 藤 正 一 郎	二 十 番	三 浦 茂 人
二 十 一 番	小 原 正 晃	二 十 二 番	沼 谷 純
二 十 三 番	高 橋 武 浩	二 十 四 番	佐 藤 雄 孝
二 十 五 番	北 林 丈 正	二 十 六 番	竹 下 博 英
二 十 七 番	石 川 ひ と み	二 十 八 番	東 海 林 洋
二 十 九 番	渡 部 英 治	三 十 番	原 幸 子
三 十 一 番	工 藤 嘉 範	三 十 二 番	近 藤 健 一 郎
三 十 四 番	佐 藤 賢 一 郎	三 十 五 番	小 松 隆 明
三 十 六 番	石 田 寛	三 十 七 番	三 浦 英 一
三 十 八 番	土 谷 勝 悦	三 十 九 番	柴 田 正 敏
四 十 番	川 口 一	四 十 一 番	鶴 田 有 司
四 十 二 番	鈴 木 洋 一	四 十 三 番	北 林 康 司

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（佐藤賢一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続します。十七番鈴木議員の発言を許します。

【十七番（鈴木雄大議員）登壇】（拍手）

●十七番（鈴木雄大議員） 自民党会派の鈴木雄大です。まずは、今回の一般質問の機会を与えてくださいました先輩、同僚議員の皆様から感謝申し上げます。また、先日の本会議での知事説明で四期目の出馬を決意された佐竹知事の御英断に敬意を表しますとともに、県政発展に向け、その卓越したリーダーシップのもと、全集中でさらに邁進されることを心から期待いたします。

それでは、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

はじめに、差別の解消に向けた条例の制定について伺います。
 今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、ウイルス感染者だけでなく、その家族や献身的に治療に当たっている医療従事者、他地域からの来訪者などに対する誹謗中傷、悪質なデマの拡散などが社会問題となっております。本県でも、感染者が発生した初期の段階では、人物を特定しようとする行為や根も葉もないうわさが飛び交うなど、心ない出来事も起きたと聞き、私も心を痛めておりました。これも、コロナによる未曾有の危機や不安感が人々の心を乱し、同じ地域の人さえも自分を脅かすのではないかと、疑心暗鬼にさせてしまっているのではないかと思われまます。このような行為は、当事者を深く傷つけるだけでなく、感染拡大の防止に不可欠な積極的疫学調査等への関係者の協力を妨げることにもつながるのでは、と懸念しております。

こうした問題に対しては、国でも不当な差別や偏見をなくそうと呼びかけを行い、法務省の人権擁護機関で窓口相談に応じているほか、本県でも、県民に誹謗中傷の防止を訴える共同宣言を行っているところであり、こうした取組と県民の良心により、誹謗中傷等が早くなることを願ってやみません。

現代社会には、今般の新型コロナウイルスに起因する誹謗中傷だけでなく、男女の役割に対する固定観念や、障害者、外国人、LGBTなどの性的少数者に対する誤解や偏見が今なお存在するほか、最近では、

インターネットでの悪質な書き込みなどによる人権侵害が後を絶たず、人権保護への関心が一層の高まりを見せております。

このような中で、先般の「幅広い差別を対象とした条例の制定を目指す」との知事の発言は、社会情勢や県民の意向を踏まえた時宜を得たものであると考えます。もちろん、男女共同参画推進条例や障害者への理解の促進及び差別の解消に関する条例なども制定されておりますが、包括的に人権を尊重する優しさに満ちた風潮を醸成することは、誹謗中傷を抑制し、差別の解消にもつながるのではないでしょうか。

先月、アメリカで行われた大統領選挙では、現大統領のトランプ氏と、民主党のバイデン前副大統領との間で、国民の熱狂的な雰囲気のもと、国を分断するほどの激しい選挙戦が繰り広げられました。接戦を制したバイデン氏は、勝利宣言演説において、人種、信仰、アイデンティティー、トランスジェンダー、障害などに関わらず、全の人が夢をかなえられる機会を与えるべきであること、そして誰も置き去りにしない米国に向かっていくことを強く訴えるとともに、副大統領候補には、黒人で、アジアにルーツを持つ移民で女性初となるカマラ・ハリス上院議員を選びました。こうした多様性やマイノリティを包み込んでいく土壌は、世界の大国であるアメリカの成長力の源泉であり、将来にわたって持続可能な社会を目指すとうとする本県にとっても、今後求められる重要なものであります。

私は、豊かな自然や資源に恵まれ、おおらかでバイタリティーのある県民性を持つ秋田は、こうした素養を十分に持ち合わせているものと思っております。コロナ収束後を見越し、真の地方創生による活力ある秋田を築き上げていくためには、相互の理解と共感に基づく社会環境づくりが不可欠であります。

そこで知事にお伺いしますが、知事が制定しようとする差別の解消に向けた条例の方向性や、どのような社会を目指していくのかについて、現段階での考えをお聞かせください。

次に、女性が活躍する社会づくりについてお伺いします。

知事はこれまで、第三期、十一年目を迎えた県政の運営方針である「ふるさと秋田元氣創造プラン」や、第二期を迎えた「あきた未来総合戦略」に基づき、人口減少対策を最重要課題に位置づけ、少子化対策局や、あきた未来創造部を組織化しながら、社会情勢や県民ニーズの多様化に対応し、これまで、若者の県内就職促進や移住・定住対策、全国トップレベルの子育て支援、結婚や出産支援のほか、地域活性化に向けた若者の活躍支援、女性の活躍推進など、数多くの施策を展開されてきました。

しかしながら、国全体が少子化も進行し、人口減少が深刻さを増す中、二〇一九年の全国の出生数は八十六万五千人と、過去最少を記録し、「八十六万ショック」と呼ばれる状況となっております。本県においても、昨年の出生数は、四千六百九十六と五千人を切り、このままのペースで減少が推移すると、二、三年後には、三千人台になることは必至であります。少子化や人口減少が進行する局面においては、容易に増加に転じることはないと承知しておりますが、本県の社会構造や経済に大きな影響を与えることから、少しでも進行の度合いを緩和していかなければならない点については、社会全体が認識している重要な課題であります。

さきの二月議会の総括審査において、私が紹介した内閣府の調査データでは、女性が東京圏で仕事を選ぶに当たって重視することは、「都会で仕事をしたい」が上位であること。また、女性が地元で就職しなかった理由としては、「都会で暮らしたかった」、「親元や地元を離れたかった」が上位を占め、地元に対する息苦しさを感じる傾向がうかがえること。さらに、女性が地元に戻るかどうかについては、「今の生活を変える必要がない」、「人付き合いを失いたくない」が上位を占めており、このことから、女性は一度都会に定着したら地方には戻らない傾向も見られ、とりわけ若い世代の女性の流出が長く続いている本県では、

そのことが少子化や人口減少の一つの要因であるとも考えられます。

昨今のコロナ禍にあつて、国内での働き方の変革が進み、都会から地方への回帰傾向が高まる中、過密ではなく、空間面積が広く、感染者が比較的少ない状況にある本県を、今こそアピールしていくことが肝要であり、特に、女性のＵターン・Ｉターンを促進し、本県への回帰を進めるとともに、県内の学生や社会人の流出も抑制していく絶好の機会であると捉えております。

そのためには、これまでの対策に加え、若い世代の女性にターゲットを絞り、本県への回帰や定住に向けた積極的なアプローチと、丁寧な支援、そして受け皿となる働きやすく魅力ある職場環境の整備に、一層力を入れていく必要があるのではないのでしょうか。さらに、東京圏ではなかなか芽が出にくい活動なども、本県では存分に活躍できることや、実際に県内で活躍する女性たちの紹介などにより、そうした人材を求めていることを発信するとともに、先達者とのつながりを持たせながら、共感や連帯感の醸成により、回帰や定住に結び付けるような取組も必要であると考えます。

こうした若い女性が生き生きと活躍できる社会づくりに向けた対策をしつかりと位置づけ、取組を進めていくことにより、将来的な社会減や自然減の緩和につなげていくことができるのではないかと考えますが、あきた未来創造部長の御所見をお伺いします。

次に、秋田米の新品種「サキホコレ」の生産・販売対策についてお伺いします。

先月の十七日、都内において、本県の米の新品種、秋系八二一の名称が発表され、二十五万件もの応募の中から、知事が最終的に選んだのは「サキホコレ」であります。名称選考の過程で、一旦、六つの名称案が公表されましたが、それに対し、「インパクトに欠ける」、「秋田の米だと分らない」など、様々な批判的な意見も出され、知事としても、最終選考に当たり、相当熟慮を重ねた末の名称決定であつたものと推察

いたします。

私としては「全国各地で多くの皆さんにたくさん食べて欲しい」という生産者の思いが込められているとともに、久しぶりに見るカタカナ五文字でのネーミングであつたことから、ある意味、新鮮さとなじみやすさを感じさせる名称であると感じました。

知事が、さきの九月議会での総括審査で答弁されたとおり、私も、米というものは、名前だけで売れるわけではなく、品質の良いものが確実に生産され、広く市場流通することによって、おのずと名称は消費者に浸透してくるものと考えております。

近年、各県が競ってブランド米を育成し、同じ高級米市場を狙う競争相手が多いことに加え、昨今の需給状況の悪化により、高級米であつても価格が下落するものが出てきていることから、「サキホコレ」とつては、販売環境が非常に厳しい状況下での船出を迎えることになります。今後の本格デビューに向けては、米そのものが市場に受け入れられる取組が必要であり、高品質で安定した食味を確保する「生産対策」とともに、群雄割拠のブランド米市場の中で、消費者への情報発信やターゲットを明確にした売り込みなどの「販売対策」が重要と考えます。

まず、「生産対策」としては、あきたこまちの生産はベテランでも、新品種の作付けは初めてであり、不安を抱えての生産開始となることや、本格デビュー前の栽培は、来年一年間という短い期間であることからすると、栽培技術の研修会や、生産者同士の情報交換会の開催など、作付けする方の身になってサポートしていくことが大切であります。

新品種の特性を踏まえ、生産の推奨地域は定めたものの、農家個々に品質のばらつきがあつては、元も子もありません。高品質で安全・安心な良食味米として売り出すためには、植え付けや刈り取り、病害虫防除などの適期作業はもとより、土壌条件に応じた肥料設計、生育や気象変動に対応した水管理など、きめ細かな肥培管理の徹底が重要であります。そのためには、県をはじめ、関係団体による指導体制を強化するとと

もに、生産者の研さんを深める機会を数多くつくるなど、地域ごとにきめ細かく対応していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

さらに、「販売対策」としては、今さら申すまでもなく、新潟県魚沼産の「コシヒカリ」や、山形県産の「つや姫」、北海道産の「ゆめぴりか」など、トップクラスの価格帯で市場取引されている産地との競争になることから、しっかりとした戦略を持って臨まなければなりません。

高級米市場での生き残りをかけ、これまで、県産米を扱ってきた大手の卸業者の協力も得ながら、こだわりの米を求める客層の米専門店や、品質重視の高級レストラン、ホテルなどをターゲットとした販促活動の強化に加え、お菓子などの加工品や化粧品のいった、ニッチな市場にも対応するなど、将来を見据え、様々な販路を確保していく取組も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

こうした生産・販売対策をしっかりと講じていただき、今、まさに注目を集めている、米どころ秋田の新品種「サキホコレ」が、トップブランドの地位を獲得し、全国で末永く親しまれる米になって欲しいと願っておりますが、名称決定を機に、今後の生産・販売対策について、どのように取り組んでいこうとしているのか、知事の考えをお伺いします。

次に、農畜産物の輸出について伺います。

菅首相は、さきの臨時国会の所信表明演説において、観光や農業改革などで地方への人の流れをつくり、地方の所得を増やし、地方を活性化する考えを表明しました。特に、農業については、日本の農産品がアジアをはじめとした海外で根強い人気があり、輸出額は、まだまだ伸ばすことができるとして、二〇三〇年における五兆円の目標達成に向けて、当面の戦略を年末までに策定し、早期に実行に移していくことを述べられるなど、農産品の輸出拡大に向けた並々ならぬ決意を示されたところであります。

人口減少や高齢化による市場の縮小に伴い、国内では農産物の需要量

の減少が見込まれる一方、世界全体の飲食料市場は、今後、アジアを中心に大きく拡大し、二〇三〇年には、二〇一五年に比べて約一・五倍の一千三百六十兆円に達すると見込まれております。菅首相の輸出拡大戦略には、海外の市場に活路を見出すことで、国内の需要減を補い、ひいては、農業所得の向上にもつなげるといった狙いがあるものと思われるです。

本県の輸出への取組状況を見ると、米やリンゴ、牛肉、日本酒などが、台湾や香港、シンガポール等に輸出されており、最近では、タイや台湾において、知事自ら秋田牛のトップセールスを行うなど、県産農畜産物の輸出促進に取り組んでおります。特に、台湾の高級スーパーでは、秋田牛が生産量の多い九州の牛肉や高級牛肉の神戸牛など、他の銘柄牛と並んで陳列され、スーパーの主力牛肉として年間を通じて販売されているとのことであります。しかしながら、二〇一九年の輸出量を見ると、米が一千二百四十七トン、次いでリンゴが十八トン、秋田牛は六トンで、生産量から見れば、極わずかな数量にとどまっております。

こうした中、米については、人口減に伴う消費の縮小に、コロナ禍が追い打ちを掛け、国内需要が大きく落ち込んでおり、需給を均衡させるためには、三十万トンもの減産が必要とされております。このため、減産達成に向けては、主食用米から飼料用米や園芸等の高収益作物への転換などに加え、輸出拡大による海外需要の開拓にも本腰を入れる必要があるのではないのでしょうか。また、果物や牛肉なども、将来の国内需要の縮小を見据え、更なる輸出拡大に取り組む、海外市場に入り込む必要があるものと思えます。

これまで、輸出拡大がなかなか進まない要因としては、米は輸出しても生産者にメリット感がない、果物は検疫など輸出規制が多いといった声も聞くことから、今後、輸出を伸ばしていくためには、生産者にどう利益を還元するか、相手国の規制にどう対応していくのが鍵になるものと考えます。

加えて、今般のコロナ禍により、海外でも飲食店の需要が減少し、代わりに巣ごもり需要が高まっていると聞いており、こうした需要の変化を捉えた戦略も必要であります。最近では、大潟村の農業法人が共同で新会社を設立し、建設を進めている県内初のパック御飯工場が、来春には稼働する見込みで、年間生産量四千六百八トン、二千三百四万食のうち、一割強を輸出する計画となっております。このパック御飯は、炊飯器がなくても手軽に食べられることなど、便利さやおいしさが支持され、輸出量が年々拡大しており、新型コロナの影響により内食需要が高まっている海外向けの有望な輸出商品として期待されます。

また、青果物では、県北部四市町村でつくる地域連携DMOが、大館、北秋田市産の生のエダマメをシンガポールに初めて輸出し、レストランなどで、塩ゆでやパスタ、サラダの具材として提供したところ、香りや食感に対する高い評価が得られたとのことであり、今後の輸出拡大が期待されると思います。

さらには、横手市のブドウ農家が、県の事業の活用をきっかけに、シャインマスカットなどを検疫の厳しいタイに輸出しており、百貨店を中心に販売され、品質の高さから好評を得ているなど、個人の農家であっても輸出に取り組む動きも出てきております。

新聞報道によれば、知事は、米の輸出については、海外の需要が相当減っており、国内市場の消費減少を輸出で補うことは容易ではないとの認識を示されておりますが、政府における輸出の大幅拡大の方針に加え、コロナ禍による海外での需要の変化や、県内の輸出に向けた新たな動きなどを好機と捉え、県産農畜産物の更なる輸出拡大を進めていくべきではないでしょうか。

そこで、まず、農畜産物の輸出に対する県の基本スタンスについて、知事の御所見をお伺いします。併せて、これまで、米やリンゴ、秋田牛などの輸出に取り組んできておりますが、どのような成果があり、何が課題であると捉えているのか、海外での需要の変化や新たな動きも踏ま

え、今後どう取り組んでいくか、知事のお考えをお聞かせください。

次に、本県のインフラ整備についてお伺いします。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響はとどまることを知らず、今般、秋から冬にかけての新規感染者は増加傾向にあり、去る十一月二十八日には、全国の一日当たりの新規感染者数が二千六百八十四人の過去最多となり、いまだに予断を許さない状況が続いております。

今年に入り国内で猛威を奮い続けている、この新型コロナウイルスですが、コロナ禍で、今後想定される社会としては、「新しい生活様式」に伴い、ビジネスやコミュニケーションのリモート化・オンライン化が進み、社会環境の変化により、リスク回避に向けた産業構造の分散も進むのではないかと思います。こうした分散化の動きに対しては、物流等を踏まえ、その基盤となる高速道路や港湾等のインフラ整備が必要であると考えます。

知事は、去る十月五日と十一月十五日の二度にわたり、県外の企業経営者向けに「リモートワークで秋田暮らし」の全面広告を行い、コロナ禍を契機とした企業誘致への本気度の高さがうかがえます。こうした企業誘致に関しては、道路等のインフラ整備が重要であるほか、移住者にとっても、安全・安心に暮らすためのインフラ施設の耐震化や長寿命化、ハザードマップの作成等の防災・減災対策の充実も必要であると考えます。

知事は、真に必要な社会資本の整備については、これまで計画的に進められてきたと思いますが、このたび四期目を目指す知事にとって、今任期中におけるインフラ整備については、どのような成果があったとお考えなのか、知事の御所見をお聞かせください。

加えて、今年九月には、本県出身者としては初となる菅総理が誕生し、先月には、菅総理や二階幹事長をはじめ、主要な省庁において、来年度の政府予算に関する要望活動を行ったと伺っております。インフラ整備においては、特に、都市と地方における格差が広がっておりますが、県

の財政状況が厳しさを増している中であつては、こうした千載一遇の好機を逃さず、国に対し、しっかりと本県におけるインフラ整備の重要性を訴えていくべきであると思います。

ポストコロナを見据え、インフラ整備と防災・減災対策との両輪での取組は、本県にとって今後も不可欠であると考えますが、本県のインフラ整備に関して、どのようなことを重点的に実施していくお考えなのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定についてお伺いします。

自転車は環境への負荷が少なく、健康の増進にも寄与することから、幅広い世代に利用されており、令和二年一月に策定された「秋田県自転車活用推進計画」では、サイクルツーリズムの促進が掲げられるなど、観光分野での活用も期待されております。

しかしながら、昨年、警察が行った自転車での交通違反行為の摘発件数は、全国で二万二千八百五十九件と、初めて二万件を超えたとのことであり、県内での摘発件数は二件と少ないものの、自転車による交通事故は、昨年において百七十六件も発生しており、自転車利用者のルール遵守等の意識醸成や、歩行者、自転車利用者、自動車運転者等が、お互いを思いやるマナー向上の取組が必要と考えます。

また、全国的には、自転車が関係する交通事故により、歩行者等の相手方を死傷させた自転車利用者に対しては、多額の賠償を命じる判決がなされるケースも見られ、自転車利用者が個人賠償責任保険等に加していない場合は、賠償が行われず被害者の救済が困難となるだけでなく、被害者側にも大きな経済的負担が生じます。

さきの報道によれば、秋田県でも自転車の安全で適正な利用に関する条例の制定に向け、検討会を設置し、議論を始めているとのことであり、その検討会では、個人賠償責任保険といった、いわゆる自転車保険への加入促進についても意見が交わされたようです。既に制定されている二

十八都道府県の条例を見ますと、自転車保険の加入について、「義務」としたのが十七都府県、「努力義務」が十一道府県と、それぞれ対応が分かれています。私は、事故の被害者を救済するためにも、保険加入率を向上させることが不可欠であり、そのためには、自転車保険の加入について義務化することが肝要であると考えます。

保険加入の義務化を条例に盛り込み、交通安全教育の推進等の施策と併せ、周知徹底を図っていくことが、県民の安全・安心、ひいては自転車の利用促進にもつながっていくのではないかと考えますが、生活環境部長の御所見をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴聴ありがとうございました。
(拍手)

●副議長（佐藤賢一郎議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 鈴木雄大議員の一般質問にお答えを申し上げます。
まず、差別の解消に向けた条例の制定についてであります。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者のみならず、御家族や医療従事者等に対する差別的な言動が確認されていることを踏まえ、県医師会をはじめ、各種団体等とともに行った共同宣言を皮切りに、新聞やテレビ等を通じ、思いやりのある冷静な行動を県民に広く呼びかけるとともに、各界各層とも連携し、誹謗中傷の防止に向けて、全国的な活動を展開しているところであります。

また、感染拡大を契機として、産業構造の転換をはじめとした社会経済情勢や価値観の急激な変化などにより、経済格差やそれに起因する差別の広がりにもつながっていくことが懸念されております。

このような中で、行き過ぎた格差のない、安心して暮らせる持続可能な社会の実現は、県民の願いであり、そのためには、一人一人の個性や能力が生かされ、誰もが誇りを持って様々な分野に参画することができるよう、障害や疾病の有無、性別、性的指向などを理由とする偏見や差

別を払拭していく必要があります。

本県は、過度に都市化されておらず、人々の心身をいやす豊かな自然や伝統文化に恵まれているほか、競争心に欠けるとの指摘はあるものの、真面目で誠実な県民性で、子供たちの学力は全国でもトップクラスであるなど、あらゆる差別や偏見を排し、心豊かに暮らせる素地が十分備わる「高質な田舎」であればこそ、誰もが受け入れられる社会を築いていけるものと信じております。

こうしたことから、本県においてあらゆる差別の解消を図り、多様な文化や様々な価値観などを受け入れ、手を携えながら互いに支え合う寛容性に満ち、包容力を備え、誰もが包摂される社会の形成を目指していくため、関連する課題を包括的に捉えた条例を制定し、その実現に向けて取組を進めることが必要であり、本県のこのすばらしい特色を広く示していきたいと考えております。

次に、秋田米の新品種「サキホコレ」の生産・販売対策でございます。先般、名称を発表いたしました「サキホコレ」をはじめ、二十五万件もの応募をいただいたことに対し、改めて感謝を申し上げますとともに、新しい名称がおおむね好意的に受け止められており、無事大役を果たせたのではないかと、ほっとしているところでございます。

名前も決まり、今後、ブランド化に向けた取組が本格化してまいりますが、厳しい競争の中でトップブランドに登り詰めるためには、高品質な米の安定生産と、知名度の向上や販路拡大に取り組むことが重要であります。

生産対策については、作付農家に品種特性を理解してもらうため、この冬から年間を通じて座学と現場での研修を行うとともに、一ＪＡ当たり二か所程度の実証ほを設置し、集荷業者と作付農家で組織される生産団体において、地域に合った栽培マニュアルづくりを進めてまいります。併せて、農家同士が情報交換できるよう、生産団体等からなる全県域の協議会を立ち上げるとともに、本庁と各地域振興局に、農業団体等から

なる支援チームを設置し、きめ細かな技術・経営指導を実施してまいります。

販売対策については、ロゴマークやキャッチコピーを統一的に展開し、ブランドイメージを確立するとともに、米穀専門店でのプレゼント企画やレストランでのメニューフェアを行うなど、米にこだわりのある消費者においしさをアピールし、認知度を高めてまいりたいと考えております。また、「サキホコレ」の高いメッセージ性を前面に押し出したギフト商品や、需要が伸びているパック米飯など、多様な販路を開拓するほか、米菓等のお土産品や日本酒など関連商品について、県内事業者の開発を促進し、知名度アップとコメビジネスの活性化を図ってまいりたいと考えております。

このように、生産から販売に至る一連の対策を戦略的に展開し、「サキホコレ」が全国の消費者から親しまれ、名実ともトップブランドとして咲き誇れるよう、関係団体と一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に、農畜産物の輸出でございます。

人口減少等により、国内市場が縮小する一方、世界の食料需要が、二〇五〇年に一・七倍に増加すると見込まれている中で、本県農業が持続的に発展していくためには、農業生産の一層の拡大を図り、我が国の自給率向上に寄与しながら、海外にも販路を求めていくことが重要であります。

県では、これまで、富裕層の多いシンガポールや香港、台湾等への輸出促進に取り組んできたところであり、特に秋田牛については、輸出量が年々増加しており、今年度も、台湾の大手飲食チェーンとタイアップし、私自ら様々なイベントや店舗で放映するＰＲ動画に出演するなど、トップセールスを行っております。

また、果樹については、平成二十二年の雪害で大きく減少したリンゴが回復傾向にあり、台湾から「秋田紅あかり」を求められているほか、

今年度は、タイに「シャインマスカット」が試験輸出されるなど、新たな動きも出てきております。

さらに、主力の米の輸出货量については、「あきたこまち」を主体に全国の一割弱を占めておりますが、国内の需給事情に大きく左右されることから、JAグループでは、多収品種の導入による輸向けへの米生産に取り組んでいるところであります。

今後、さらに輸出を拡大していくためには、検疫条件に対応した生産体制の確立や、海外のニーズに合った商品づくりによる付加価値の向上に加え、多くの農家が輸出に取り組める環境づくりを進めていく必要があります。

このため、秋田牛については、台湾の検疫条件に対応できるよう、食肉流通公社の施設改修を支援したほか、果樹については、台湾向けリンゴの防除体系を確立するとともに、秋田市場を拠点とした集出荷体制を構築したところであり、今後とも、相手国や品目に応じた取組を展開してまいります。

また、小ロットの輸出にも取り組めるよう、沖縄を拠点に海外への販路と物流網を有する企業と連携し、現地の嗜好に合ったエダマメや比内地鶏の調理方法を提案するなど、様々な品目で輸出の可能性を探索し、取組農家の裾野を拡大してまいりたいと考えております。

さらに、米については、海外でもパック米飯の需要が増加し、コロナ禍でさらに伸びると見込まれることから、来春工場が稼働する大潟村の企業の取組を支援するなど、海外での需要の変化や新たな動きに対応しながら、一層の輸出促進を図ってまいります。

次に、本県のインフラ整備でございます。

三期目を迎えた平成二十九年四月、県人口が百万人の大台を割り込んだことを踏まえ、人口の社会減を抑制する「攻め」の施策として、交流を支える交通基盤である道路や港湾の整備を積極的に推進してまいりました。

こうした取組が実を結び、日沿道「鷹巣大館道路」の開通や、「秋田港アクセス道路」の事業化、さらには秋田道「湯田・横手」間の四車線化の事業採択や、ダブルネットワークとしての機能が期待される国道一〇五号の「大覚野峠区間」の国による調査が実現したほか、今月十三日には「鷹巣西道路」が開通するなど、この四年間で県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備が進んできております。

加えて、今年九月には、能代、秋田の両港が全国初となる洋上風力発電の基地港湾に指定され、現在、発電施設の組立等に必要な整備が行われております。

一方、県民の安全・安心な暮らしを維持する「守り」の施策として、県北地区における広域汚泥資源化施設の供用開始など、市町村と協働した取組を進めてきたところであり、さらに、平成二十九年の豪雨により被災した河川における改良復旧については、今年度末の進捗率が約九割となり、おおむね復旧の目処が立ったところであります。

今後のインフラ整備につきましては、今般のコロナ禍を契機として、リモートワーク等の新しい働き方の普及や、サプライチェーンの国内回帰が求められていることから、こうした人や産業の地方分散に必要な道路ネットワークや港湾の機能強化などを、着実に推進していく必要があると考えております。

また、近年の激甚化する豪雨等への対応として、ハード・ソフト一体となった防災対策やインフラの長寿命化対策などの国土強靱化に引き続き取り組むとともに、建設現場における生産性向上を図るため、ICTの導入を積極的に進めてまいります。

さらに、こうしたインフラ整備を推進するためには、建設業の活性化が不可欠であることから、関係団体と連携し、若者や女性の入職促進・育成に一層取り組んでまいります。

私から以上でございます。

【あきた未来創造部長（高橋修君）登壇】

●あきた未来創造部長（高橋修君） 私からは、女性が活躍する社会づくについてお答えいたします。

直近一年間の本県人口の社会減については、これまでの取組の成果に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い県外転出が大きく抑制されたことなどもあり、二千人台になったところではありますが、依然として十五歳から三十九歳の若年女性の県外流出が多いことが大きな課題となっております。

若年女性が都会での暮らしを選ぶに当たっては、地域のしがらみがなく自由で生き生きと活躍できるかどうかを重視していることから、若年女性の回帰や定着を促進するためには、個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進めていくことが重要であります。

こうした新たな視点から、県内企業におけるライフスタイルに応じた柔軟な働き方の導入や女性管理職の登用の促進による魅力ある職場づくりのほか、男性の家事・育児参画などをさらに促すとともに、秋田で暮らすとする若年女性一人一人のニーズに寄り添ったきめ細かなサポートを行い、誰もが県内で生き生きと暮らしやすい環境づくりを推進する必要があります。

現在策定を進めている「第五次男女共同参画推進計画」においても、こうした施策をしっかりと位置づけるとともに、卒業予定の県内学生を対象に、首都圏への転出動向や意識などの調査を行い、その結果を反映させた効果的な事業を実施することにより、女性活躍を一層推進し、本県の人口減少の抑制につなげてまいります。

【生活環境部長（鎌田雅人君）登壇】

●生活環境部長（鎌田雅人君） 私からは、自転車での安全で適正な利用の促進に関する条例の制定についてお答えいたします。

自転車利用者が加害者として高額な賠償責任を負う交通事故が全国で相次いでおり、これまでも、自転車損害賠償責任保険への加入を呼びかけてきたものの、今年度実施した県の調査によれば、保険の加入率は三

割弱にとどまっており、一層の取組強化が必要です。

このため、条例の制定により保険への加入促進を図ることにし、有識者や関係機関・団体で構成する検討会において議論を始めたところであり、保険への加入について、「努力義務」ではなく「義務」とすることで高い効果が期待できるとの意見を多くいただいたことから、その方向で検討しております。また、法令遵守の徹底や定期的な点検整備の実施、ヘルメット着用等の啓発など、安全対策についても盛り込むことを考えております。

今後、自転車の安全で適正な利用の促進に向けて、条例内容の検討をさらに進めるとともに、関係機関・団体と連携しながら交通安全に関する教育や啓発活動の充実を図り、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

●副議長（佐藤賢一郎議員） 十七番鈴木議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

午後二時十七分散会